

「子ども・子育て支援事業計画」について

1 概要

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和7年度から11年度までの5年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めます。

この度、「量の見込み」（ニーズ量）に対する、確保の方策及び実施時期（案）についてご報告いたします。

2 量の見込みと確保方策の実施時期（案）

(1) 幼児期の教育・保育 【別紙1のとおり】

(2) 地域子ども・子育て支援事業 【別紙2のとおり】

- ア 利用者支援事業
- イ 地域子育て支援拠点事業
- ウ 妊婦健康診査
- エ 乳児家庭全戸訪問事業
- オ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- カ 子育て短期支援事業
- キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ク 一時預かり事業
- ケ 延長保育事業
- コ 病児保育事業
- サ 放課後児童健全育成事業

上記事業のほか、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、現行計画同様、文章にて取組の方向性等を記載します。

また、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」については、第4回子ども・子育て会議委員及び地域福祉推進協議会子ども部会以降にお示しします。

さらに、「こども誰でも通園制度」「産後ケア事業」については、国から、量の見込みの算出等の考え方を示した手引きを改訂する可能性がある旨の通知があり、その内容を踏まえお示しします。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期（案）

資料第1-2号（別紙1）

項目	令和7年度 (令和8年4月1日時点)					令和8年度 (令和9年4月1日時点)					令和9年度 (令和10年4月1日時点)					令和10年度 (令和11年4月1日時点)					令和11年度 (令和12年4月1日時点)						
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号			
	教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり			
	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳		
教育希望		左記以外	教育希望				左記以外	教育希望				左記以外	教育希望				左記以外	教育希望				左記以外					
① ニーズ量の見込み	1,253人	712人	3,164人	527人	2,332人	1,239人	704人	3,129人	537人	2,366人	1,225人	696人	3,094人	554人	2,465人	1,258人	715人	3,178人	571人	2,527人	1,281人	728人	3,236人	587人	2,605人		
② 確保方策	教育・保育施設	(1) 認定こども園	101人	42人	33人	6人	42人	101人	42人	33人	6人	42人	305人	168人	33人	6人	105人	305人	168人	33人	6人	105人	305人	168人	33人	6人	105人
		(2) 区立幼稚園	634人	301人	—	—	—	578人	301人	—	—	—	438人	180人	—	—	—	438人	180人	—	—	—	438人	180人	—	—	—
		(3) 私立幼稚園	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—
		(4) 国立大学附属幼稚園	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—
		(5) 区立認可保育園	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人
		(6) 私立認可保育園	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人
		(7) 定期利用保育	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人
		(8) 東京都認証保育所	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人
		(9) 企業主導型保育事業	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人
		(10) その他認可外保育施設	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人
地域型保育事業	(1) 家庭的保育事業	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	
	(2) 小規模保育事業	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	
	(3) 事業所内保育事業	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	
	(4) 居宅訪問型保育事業	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	
合計	1,953人	883人	4,365人	764人	2,911人	1,897人	883人	4,365人	764人	2,911人	1,961人	888人	4,365人	764人	2,974人	1,961人	888人	4,365人	764人	2,974人	1,961人	888人	4,365人	764人	2,974人		
②-①（充足数）	700人	171人	1,201人	237人	579人	658人	179人	1,236人	227人	545人	736人	192人	1,271人	210人	509人	703人	173人	1,187人	193人	447人	680人	160人	1,129人	177人	369人		

※各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「-」を表示しています。

ア 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方		子ども家庭支援センター、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	型	実施場所・施設及びその数量（箇所）				
	こども家庭センター型	3か所 （子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

イ 地域子育て支援拠点事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>				
<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計と令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）における地域子育て支援拠点事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>子育てひろば5か所と地域団体による地域子育て支援拠点4か所で事業を実施します。 子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。 また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。</p>				
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>					
<p>項目</p>	<p>7年度</p>	<p>8年度</p>	<p>9年度</p>	<p>10年度</p>	<p>11年度</p>
<p>量の見込み（ニーズ量）</p>	<p>80,282人</p>	<p>81,479人</p>	<p>84,823人</p>	<p>87,094人</p>	<p>89,723人</p>
<p>確保方策</p>	<p>子育てひろば事業</p>	<p>5か所 （西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）</p>			
	<p>地域団体による地域子育て支援拠点事業</p>	<p>4か所 （富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4地区に各1か所）</p>			

ウ 妊婦健康診査

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>				
<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。</p>				
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>					
<p>項目</p>	<p>7年度</p>	<p>8年度</p>	<p>9年度</p>	<p>10年度</p>	<p>11年度</p>
<p>量の見込み（ニーズ量）</p>	<p>1,836人</p>	<p>1,871人</p>	<p>1,931人</p>	<p>1,988人</p>	<p>2,045人</p>
<p>確保方策</p>	<p>妊娠・出産への支援</p>				
	<p>実施場所：都内の委託医療機関等（病院、診療所等）</p>				
	<p>主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査等</p>				
<p>実施時期：通年</p>					

エ 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。 また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施			
		実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)			

オ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。 また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p>					
<p>確保方策の考え方</p>	<p>児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭へ家庭支援ヘルパーを派遣するとともに、訪問支援者が居宅を訪問し養育に関する相談支援を実施します。 地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。</p>					
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>						
<p>項 目</p>		<p>7年度</p>	<p>8年度</p>	<p>9年度</p>	<p>10年度</p>	<p>11年度</p>
<p>確保方策</p>	<p>児童虐待防止ネットワークの充実</p>	<p>養育支援訪問支援者の訪問回数 72回／年 要保護児童対策地域協議会の開催 要保護児童対策地域協議会SV研修の開催 1回／年</p>				

カ 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業は利用者数の増減幅が大きいことから直近3か年（令和3年度～5年度）の平均利用人数から、子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は令和5年度の利用人数から、算定しました。				
確保方策の考え方		<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉 乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、365日×2施設×1人=730人日/年としました。 トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日/年としました。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	ショートステイ事業	537人	535人	535人	534人	531人
	トワイライトステイ事業	95人	95人	94人	94人	93人
確保方策	ショートステイ事業	730人	730人	730人	730人	730人
	トワイライトステイ事業	365人	365人	365人	365人	365人
[確保方策] — [ニーズ量]	ショートステイ事業	193人	195人	195人	196人	199人
	トワイライトステイ事業	270人	270人	271人	271人	272人

キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、小学生を対象とした令和5年度の事業実績から、算定しました。					
確保方策の考え方	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉 コロナ禍前5年間（平成27年度から令和元年度まで）の小学生を対象とした事業実績の平均を、令和7年度以降の事業量としました。</p>					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
	項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	延べ利用児童数 小学校低学年	1,499人	1,445人	1,430人	1,370人	1,355人
	延べ利用児童数 小学校高学年	273人	284人	281人	280人	270人
	合 計	1,772人	1,729人	1,711人	1,650人	1,625人
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人
[確保方策] - [ニーズ量]		118人	161人	179人	240人	265人

ク 一時預かり事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
---------------------	--

〈一時預かり事業（幼稚園型）〉

量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。
確保方策の考え方	<p>区立幼稚園・幼稚園型認定こども園全園にて、在園児を対象に、教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します（各園で実施内容は異なる。）。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立幼稚園・幼稚園型認定こども園：登録利用については、全園登録人数×実施日数とし、一時利用については、利用者×実施園数×実施日数とし、事業量を算定しました。 私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、令和5年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。

量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	一時利用の 預かり保育	19,761人	19,542人	19,323人	19,849人	20,209人
	定期利用の 預かり保育	173,715人	171,793人	169,870人	174,491人	177,654人
	合 計	193,476人	191,335人	189,193人	194,340人	197,863人
確保方策	区立幼稚園・幼稚園型 認定こども園での 預かり保育	113,100人	113,100人	110,200人	110,200人	110,200人
	私立幼稚園での 預かり保育	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人
	合 計	203,300人	203,300人	200,400人	200,400人	200,400人
[確保方策] - [ニーズ量]		9,824人	11,965人	11,207人	6,060人	2,537人

〈一時預かり事業（幼稚園型以外）〉

量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。													
確保方策の考え方	<p>3か所（令和5年度以降は4か所）のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間事業実施日を288日（令和5年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、41人×288日=11,808人日/年としました。 ・一時保育事業 キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（令和5年度実績）から事業量を算出しました。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・キッズルームシビック</td> <td style="padding-left: 20px;">27人×359日=9,693人日/年</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・キッズルーム目白台</td> <td style="padding-left: 20px;">12人×292日=3,504人日/年</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・キッズルームかごまち</td> <td style="padding-left: 20px;">14人×292日=4,088人日/年</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・キッズルーム茗荷谷</td> <td style="padding-left: 20px;">17人×292日=4,964人日/年</td> </tr> </table>						・キッズルームシビック	27人×359日=9,693人日/年	・キッズルーム目白台	12人×292日=3,504人日/年	・キッズルームかごまち	14人×292日=4,088人日/年	・キッズルーム茗荷谷	17人×292日=4,964人日/年
・キッズルームシビック	27人×359日=9,693人日/年													
・キッズルーム目白台	12人×292日=3,504人日/年													
・キッズルームかごまち	14人×292日=4,088人日/年													
・キッズルーム茗荷谷	17人×292日=4,964人日/年													
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期														
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度								
量の見込み（ニーズ量）	利用児童数	18,810人	18,855人	19,079人	19,592人	20,061人								
確保方策	緊急一時保育、リフレッシュ一時保育	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人								
	一時保育事業	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人								
	合 計	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人								
[確保方策] - [ニーズ量]		15,247人	15,202人	14,978人	14,465人	13,996人								

ケ 延長保育事業（時間外保育事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における延長保育事業の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む。）において、延長保育事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立認可保育園：延長保育定員数の総数を、事業量を算定しました。 ・私立認可保育園等：私立認可保育園については、延長保育の事業量を1園15人（小規模保育事業は5人）とし、認証保育所については、年度により利用数が変動するため、1か所当たりの事業量を10人とし、事業量を算定しました。 					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
量の見込み（ニーズ量）	1,188人	1,192人	1,208人	1,240人	1,270人	
確保方策	区立認可保育園の延長保育	411人	411人	411人	411人	411人
	私立認定保育園等の延長保育	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人
	合 計	1,681人	1,681人	1,681人	1,681人	1,681人
[確保方策] - [ニーズ量]	493人	489人	473人	441人	411人	

コ 病児保育事業（病後児保育事業を含む。）

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。</p>				
<p>量の見込み（ニーズ量）の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、令和5年度の実際の利用延べ人数から、算定しました。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区が委託する病児・病後児保育施設4か所で保育を実施します。 病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由により保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分があると考えられます。これらを踏まえ、令和7年度から11年度までの間に、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めていきます。</p> <p>〈事業量算定方法〉 年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保坂病児保育ルーム 6人×240日=1,440人日 ・順天堂病後児ルーム「みつばち」 6人×240日=1,440人日 ・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」 4人×240日= 960人日 ・ゆうひが丘春日病児保育ルーム 6人×240日=1,440人日 				
<p>量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期</p>					
<p>項 目</p>	<p>7年度</p>	<p>8年度</p>	<p>9年度</p>	<p>10年度</p>	<p>11年度</p>
<p>量の見込み（ニーズ量）</p>	<p>4,464人</p>	<p>4,408人</p>	<p>4,424人</p>	<p>4,430人</p>	<p>4,481人</p>
<p>確保方策</p>	<p>病児・病後児保育</p>	<p>5,280人</p>	<p>5,280人</p>	<p>5,280人</p>	<p>5,280人</p>
<p>[確保方策] - [ニーズ量]</p>		<p>816人</p>	<p>872人</p>	<p>856人</p>	<p>850人</p>

サ 放課後児童健全育成事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と実態調査における育成室の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、実態調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。					
確保方策の考え方		<p>現在の育成室事業を継続するとともに、計画期間中に新たな育成室を順次整備していくことで、早期の待機児童解消を図ります。</p> <p>また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。継続して実施時間の延長など、事業の充実を図ります。</p> <p>〈事業量算定方法〉 本計画の中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。 なお、定員を超えて受け入れを行っている育成室については、新規育成室の整備に合わせて定員の適正化を図っていきます。</p>					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期							
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
ニーズ量の見込み	低学年	利用児童数（1年生）	799人	759人	741人	703人	736人
		利用児童数（2年生）	684人	787人	748人	730人	692人
		利用児童数（3年生）	685人	623人	717人	682人	665人
		計	2,168人	2,169人	2,206人	2,115人	2,093人
	高学年	利用児童数（4年生）	345人	362人	328人	342人	325人
		利用児童数（5年生）	142人	144人	151人	137人	143人
		利用児童数（6年生）	112人	118人	120人	126人	114人
		計	599人	624人	599人	605人	582人
確保方策	育成室の整備（低学年）	2,420人	2,450人	2,539人	2,648人	2,658人	
	放課後全児童向け事業の充実	実施時間・日数の充実					